

議案第 11 号

瀬戸内市幼稚園児預かり保育条例の一部を改正することについて

瀬戸内市幼稚園児預かり保育条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

瀬戸内市長 武 久 順 也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市幼稚園児預かり保育条例の一部を改正する条例

瀬戸内市幼稚園児預かり保育条例(平成16年瀬戸内市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(対象者)

第2条 預かり保育の対象者は、市内幼稚園へ通園している園児で、保護者が預かり保育を希望するものとする。

第8条中「次のとおり」を「、1日450円」に改め、同条の表を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

瀬戸内市幼稚園児預かり保育条例(平成16年瀬戸内市条例第71号)新旧対照表

現行	改正後																
<p>(対象者)</p> <p>第2条 <u>市内幼稚園へ通園している園児で、保護者が預かり保育を希望するもの</u></p> <p>(保育料)</p> <p>第8条 預かり保育料は、園児1人につき次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1)</td> <td><u>年間預かり保育料</u></td> <td>月額</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>" (8月)</td> <td>月額</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td><u>一時預かり保育料</u></td> <td>1日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>" (8月)</td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> </tr> </table>	(1)	<u>年間預かり保育料</u>	月額	6,000円		" (8月)	月額	10,000円	(2)	<u>一時預かり保育料</u>	1日	500円		" (8月)	1日	1,000円	<p>(対象者)</p> <p>第2条 <u>預かり保育の対象者は、市内幼稚園へ通園している園児で、保護者が預かり保育を希望するものとする。</u></p> <p>(保育料)</p> <p>第8条 預かり保育料は、園児1人につき、<u>1日450円</u>とする。</p>
(1)	<u>年間預かり保育料</u>	月額	6,000円														
	" (8月)	月額	10,000円														
(2)	<u>一時預かり保育料</u>	1日	500円														
	" (8月)	1日	1,000円														

瀬戸内市教育委員会規則第 号

瀬戸内市幼稚園児預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市幼稚園児預かり保育条例施行規則(平成16年瀬戸内市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の5第2項に規定する施設等利用給付認定を行った同法第30条の4第2号に該当する保護者の監護する子どもに預かり保育を現物給付する場合は、保育料を徴収しない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

瀬戸内市幼稚園児預かり保育条例施行規則(平成16年瀬戸内市教育委員会規則第12号)新旧対照表

現行	改正後
(保育料等) 第5条 略 <u>2 年間預かり保育において、保護者の届出により、1箇月のうち1日も預かり保育をしなかった場合の保育料は、徴収しない。</u> 3 略	(保育料等) 第5条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の5第2項に規定する施設等利用給付認定を行った同法第30条の4第2号に該当する保護者の監護する子どもに預かり保育を現物給付する場合は、保育料を徴収しない。</u> 3 略